

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

**令和8年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の
国庫補助に係る協議等について**

標記の国庫補助金に係る協議については、以下の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。（提出日は別途地方厚生（支）局より指示。）

なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の整備事業については、本通知に拠らず、別途通知することを申し添える。

1 令和8年度当初予算等に係る社会福祉施設等施設整備費について

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、障害福祉政策等の推進のために令和8年度予算に40億円を計上している。さらに、令和7年度補正予算において計上した101億円のうち、令和8年3月4日内示分を除いた額の合計額を財源として本協議を実施することを予定している。

2 補助対象事業について

令和8年度の社会福祉施設等施設整備費の間接補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比7.7%増の改定を行うこととしているので、協議額については、令和8年度の新単価で協議いただけるよう、留意されたい。詳細は、別添のとおり。

また、補助対象については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援1005003号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び本事務連絡の内容を確認の上、協議されたい。

3 整備方針について

(1) 整備対象について

近年、都道府県市からの協議額が予算額を上回っていることから、各都道府県市においては、以下の「優先順位を付す際の指標」を参考にし、真に必要な施設について優先順位を付した上で協議されたい。

また、本協議における整備対象について、当該都道府県及び市町村の第7期障害福祉計画（以下「第7期障害福祉計画」という。）に位置づけられているか並びに「(2) 留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただくとともに、第7期障害福祉計画に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

<優先順位を付す際の指標>

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助（以下「グループホーム」という。）や就労支援事業所等の整備を図るもの
- ク 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日）1の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
- ケ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- コ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島、半島等条件不利地域においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- サ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心

して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの

シ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの

ス 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

セ 障害児入所施設に入所する 18 歳以上の者（過齢児）が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設へ転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

ソ アスベストの除去等の整備を図るもの

タ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの

（２）留意すべき事項について

障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標及び基本指針との整合性について確認することとする。

障害者支援施設の国庫補助協議を行う都道府県市は、整備区分を問わず、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性を確認した上で、様式「障害者支援施設の整備と障害福祉計画の入所者数削減目標との整合性の確認について（以下「確認表」という。）」に必要事項を記載して提出すること。

特に、施設入所者数の増を伴う整備については、基本指針において、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とあることを踏まえ、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限ること。

やむを得ず、地域の実情により、これらにより難しい場合は、当該施設整備の必要性はもとより、増加した都道府県市の区域内の施設入所者数を、都道府県市障害者福祉計画の範囲内まで削減するための計画などの提示を条件とする。

（注）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な

指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）において、「令和 4 年度末の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、（中略）令和 8 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、（中略）施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行う事を基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮」し、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 パーセント以上削減することを基本としている。

加えて、行政事業レビューにおいて、KPI を「入所施設の施設整備（※）において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」とすることとしている。

（※）定員の増減を伴わない入所施設整備のうち、国土強靱化整備分については別途指標を設定していることから、当該 KPI の対象外とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第 7 期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。

具体的な確認方法については、「7 障害者支援施設の整備と障害福祉計画との整合性について」を確認すること。

この他、次の事項に留意されたい。

ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とすること。

イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービス等の需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること。

ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること。

オ 建設用地の確保が確実であると認められること。

カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること。

ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること。

ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること。

また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出に当たっては、以下のとおりとする。

○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価（＋短期入所整備加算）
- ・ 1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（＋短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価＋短期入所整備加算
- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2＋短期入所整備加算

コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること（ただし、後述の（別紙 A）「（3）水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りでない）。

サ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること。

ス 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害者の安全面に配慮すること。

セ 5及び6に記載する国土強靱化に係る整備は、その自治体における国土強靱化地域計画の策定を要件とするので、当該計画の該当部分を添付すること。なお、申請時に計画が未策定であって、補助の決定時までには策定される見込みである場合は、策定予定時期を明示すること。

ソ 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること。

タ 従前から、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を、障害福祉サービス事業所・施設、保護施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影

響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用できる旨、周知を行っているところ。

については、同交付金を活用する見込みである場合は、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」様式第1号の「社会福祉施設等施設整備費協議一覧表」を用い、その旨明示いただきたい。

チ 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）が地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要があるため、周知徹底されたい。

なお、都道府県市は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること。

（参考 URL）会計検査院 HP

<https://report.jbaudit.go.jp/org/r04/2022-r04-0270-0.htm>

ツ 障害者支援施設の改築又は移転改築（特に老朽化に伴う改築又は移転改築）に当たっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減の検討）、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められること。なお、この一体的な整備は同一の整備計画として協議して差し支えない。

テ 原則として、大規模修繕に伴う整備の対象経費の実支出額の四分之三が当該施設を創設した場合の交付要綱に定める補助基準額を超える場合には、補助基準額を上限として協議すること。

ト 障害児関係施設のこども家庭庁への移管に伴い、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には従来の交付額への影響がないよう、交付要綱の別表1-2の第2欄及び「次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費における障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の交付額の算定方法について」（令和5年8月22日こ成事第418号、障障発0822第1号）により、補助基準額や対象経費の実支出額等の算出方法等を定めているため留意すること。

なお、障害児通所支援事業の定員については、遺漏なく別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」に定める様式に記載すること。

また、障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業との多機能型事業所の

整備を行う場合の優先順位については、こども家庭庁所管の次世代育成支援対策施設整備交付金の協議申請における障害児施設等の順位付けとの相関性を留意すること。

- ナ 施設・事業所の業務継続に当たり、災害時における被災情報の共有は重要であることから、障害者支援施設等の整備にかかる国庫補助協議については、障害者支援施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とし、保護施設等の整備にかかる国庫補助協議については、保護施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とする。

そのため、未登録の場合は、協議までに障害者支援施設等災害時情報共有システム又は保護施設等災害時情報共有システムへ災害時緊急連絡先メールアドレスの登録を行うこと。

なお、創設等、新規で事業を開始する場合は、事業開始後、障害福祉サービス等情報公表システム、保護施設等災害時情報共有システムへの登録と併せて速やかに対応すること。

- 二 障害者支援施設を整備する場合においては、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」における議論のとりまとめ（令和 7 年 9 月 24 日）において、障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について「施設の利用者に対する支援の質・生活環境の向上や個別的支援の提供のため、個室化やユニット化により生活単位の小規模化を更に推進し、地域における生活環境に近づけることで、地域移行後の暮らしを見据えて利用者自身が持つ力を高めていく必要がある」とされたことを踏まえて、生活環境の向上に向けた居室の個室化を推進するよう努めること。

なお、令和 9 年度以降に向けては、検討会における議論を踏まえ、社会福祉施設等施設整備費補助金における障害者支援施設の整備について、原則個室化を進める場合を補助対象としていくことを検討しているので、ご留意いただきたい。

4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

施設整備費において、高率の補助や政策融資など公費で賄われる仕組みを悪用した事件が発生したことを契機に、施設整備に係る審査及び法人認可に係る審査をより厳格に行うことが不可欠となっている。

については、3 の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

(1) 設置主体の適格性の審査

- ア 設置主体である社会福祉法人等の適格性の審査に当たっては、法人認可担当等の、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により審査を行うこと。
- イ 社会福祉法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと。
- ウ 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと。
- エ 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人を設立する場合と同様、厳格な審査を行うこと。
- オ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。
- カ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、その適格性について十分に審査されたいこと。

(2) 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）、社会福祉充実計画

- ア 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、どのような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認すること。
- イ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、各種財務書類にて確認されたいこと。

(3) 並行審査

- ア 社会福祉法人の設立に伴う国庫補助協議について、独立行政法人福祉医療機構の融資を受ける場合は、各都道府県市が行う法人審査及び同機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしていること。
- イ このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は同機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、当該法人から申請のあった施設整備には、内示を行わないこととしているので十分留意されたいこと。
- ウ なお、同機構への融資申請が国庫補助協議よりも著しく遅延することのないよう、法人に対して指導されたいこと。
- エ ア～ウについては、法人が同機構からの融資を受けようとする場合における留意点であり、社会福祉法人の設立に当たって民間金融機関からの融資を

妨げるものではないこと。

(4) 対象施設の決定及び公表

ア 厚生労働省における令和5年度行政事業レビューによる指摘を踏まえ、国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、障害福祉計画との整合、地域ニーズとの関係、事業の緊急性等について、都道府県等が設置する、外部の有識者等の第三者や施設整備担当以外の部局等を加えた審査会等、合議制による審査を経て決定すること。

また、上記内容の確認方法のほか、審査会等の参加者、優先順位の指標等の決定プロセスが確認できる書類（様式任意：A4、1枚程度）を提出すること。

なお、障害福祉計画を超えて整備を行う場合には、整備の必要性について上記書類に記載すること。

イ 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること。

ウ 公表は、設置主体（社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」とし、役員就任予定者も公表すること。

5 国土強靱化に資する整備について

国土強靱化については、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定。以下「実施中期計画」という。）」が定められ、施策の一層の重点化を図るとともに、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることとされた。

（注）「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」の後継

この実施中期計画においては、「推進が特に必要となる施策」に社会福祉施設等の耐災害性強化対策が位置づけられるとともに、施策毎の目標が定められており、当該目標達成に向けた積極的な取組が求められている。

都道府県市におかれては、これらの実態を踏まえ、実施中期計画期間中において必要な予算措置や各種調整等を行い、主体的かつ積極的な整備を早急に進めていただきたい。

【参考】実施中期計画における目標

- ① 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）の耐

震化率 99.47%【R2】 → 99.71%【R12】 → 100%【R52】

- ② 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設（全国約 500 施設）の対策完了率 20%【R4】 → 53%【R12】 → 100%【R52】
- ③ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設（全国約 4,200 施設）の対策完了率 4%【R4】 → 24%【R12】 → 100%【R37】
- ④ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3 日分の電力確保）の強化が必要とされる施設（全国約 7,600 施設）の対策完了率 12%【R4】 → 49%【R12】 → 100%【R20】

6 社会福祉施設整備費補助金における国土強靱化対策について

国土強靱化としての社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象事業について、別紙 A のとおりであるため、十分に確認すること。

7 障害者支援施設の整備と障害福祉計画との整合性について

3（2）における確認表の具体的な内容は以下のとおり。

【様式で確認する数値】

A：当該施設における今回の整備前・後の入所者数

B：当該施設を含む、都道府県市の、目標初年度（第 7 期計画であれば令和 4 年度末）の施設入所者数、及び、目標最終年度（第 7 期計画であれば令和 8 年度末）の施設入所者数の目標値

C：協議年度の前年度末の入所者数（今回の協議においては令和 6 年度末）、及び協議年度末（今回の協議においては令和 7 年度末）の入所者数の見込

【整合性の確認方法】

- ① 障害福祉計画における目標初年度（第 7 期計画であれば令和 4 年度末）、及び、協議年度の前年度末（今回の協議においては令和 6 年度末）の入所者数のそれぞれを、協議年度（令和 7 年度末）の入所者数の見込が下回っていれば、計画の範囲内とみなす。
- ② ①において、協議対象の整備が計画の範囲外であった場合、令和 8 年度末までに障害福祉計画における施設入所者数の目標値を達成するための具体的な方策をまとめた文書を提出すること。
※ 当該文書には、定員削減を行う施設の名称や、削減する定員数、定員

削減を行う時期などを具体的に記載すること。

※ 必要に応じて、説明対応を依頼する予定である旨に留意すること。

8 障害者支援施設の強靱化整備と障害福祉計画との整合性について

強靱化対策においても、障害者支援施設の整備については、可能な限り、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県等の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標並びに基本指針との整合性に留意すること。

9 感染防止対策整備について

(1) 対象事業

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止するための以下の整備

ア 感染症の感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業

イ 簡易陰圧装置や換気設備の設置工事

ウ 特に一棟に多くの入所者が生活している施設であって、感染症の集団感染を防止するために、施設の小舎化を図る整備

エ 感染症の感染拡大を防止しつつ家族と利用者の面会を安全に実施するための整備・改修

(エの例)

- ・ 家族と利用者が接することのないようにするため、面会室への出入口を複数設ける整備
- ・ 対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための整備
- ・ 「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）
- ・ 家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室等の設置
- ・ 家族面会室がない場合の新規整備

(2) 対象施設

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| ・ 障害者支援施設 | ・ 共同生活援助事業所 | ・ 短期入所事業所 |
| ・ 宿泊型自立訓練事業所 | ・ 救護施設 | ・ 更生施設 |
| ・ 宿所提供施設 | ・ 無料低額宿泊所 | ・ 日常生活支援住居施設 |

(3) 留意事項

感染防止対策を実施するための(1) アからエまでの整備については、各整備の性質を鑑み、交付要綱3に掲げる整備区分に基づいて協議を行うこと。

なお、整備区分を「大規模修繕等」として協議を行う場合、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発 0625 第3号社会・援護局長通知）に基づき、総事業費が、入所施設にあっ

ては 100 万円以上、共同生活援助事業所・短期入所事業所・無料低額宿泊所にあつては 30 万以上のものを補助対象とするので留意すること。

10 財産処分について

国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」（令和 5 年 7 月 18 日社援総発 0718 第 1 号、社援保発 0718 第 1 号、障障発 0718 第 2 号）に基づき、同通知別紙 1 の財産処分（取壊し）協議書を添付すること。

11 行政手続の簡素化について

「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において示された行政手続き簡素化の方針を受け、本協議については、原則としてメール送付等による電子媒体（DVD 等の電子記録媒体の郵送での代替を含む。）での協議とし、内示後の申請手続きにおける必要書類のうち本協議と同一の書類については、添付を省略できるのでご留意いただきたい。

（参考 URL）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index.html>

(別紙 A) 社会福祉施設等施設整備費補助金における国土強靱化対策について

(1) 耐震化整備について

- ① 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の改築、老朽民間社会福祉施設整備、大規模修繕等
- ② 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（賃貸を含む。）から、新耐震基準を満たす別の建物への移転等（創設、大規模修繕等）
- ③ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の廃止と一体的に実施される障害福祉サービス事業所等の創設

なお、新耐震基準施行以前に建築された障害福祉サービス事業所等の廃止と、新たな障害福祉サービス事業所等の創設が一体的に行われる場合は、同一敷地内であることを問わない。

- ④ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建設された障害者支援施設等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の改築に当たって、障害者支援施設等の入所定員を削減し、共同生活援助事業所や短期入所事業所の整備を一体的に行う場合

※ 耐震化整備における大規模修繕等は、耐震化に資する内容に限る（天井等非構造部材の落下防止対策、地震被害の防止・軽減に資する老朽化対策等）。

(2) ブロック塀等の改修整備について

- 安全点検の結果、問題があるブロック塀（組積造又はコンクリートブロック造）の改修

(3) 水害対策強化整備について

- 対象区域（※）に所在する通所系サービスを含む全ての障害福祉サービス事業所等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難等を行うために必要な整備。

（例）

- ・ エレベーター未設置の障害福祉サービス事業所等へのエレベーター設置工事
- ・ 車椅子での迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・ 事業所等内の備蓄物資の倉庫や給水装置等の設置
- ・ 施設の安全な場所に避難するために、利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事

- ・ 非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、事業所等の屋上等に移設するための工事
- ・ 事業所等の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
- ・ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する障害福祉サービス事業所等の安全を確保する観点から、事業所等において水害対策のための移転改築整備を図るもの

※ 水害対策のための施設整備が既に行われている障害福祉サービス事業所等においても、利用者の更なる安全確保のために追加で異なる整備を実施することも可能。

※ 対象区域

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 39 条により指定された災害危険区域に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第 9 条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）附則第 2 条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法第 14 条の 2 により、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法第 14 条の 3 により、都道府県知事が、高潮浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条により、都道府県知事が指定した津波災害警戒区域又は同法第 72 条により都道府県知事が指定した津波災害特別警戒区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 地すべり等防止法第 3 条により、主務大臣が指定した地すべり区域又は地すべり防止区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条により、都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に所在する障害福祉サービス事業所等

- ・ その他、水害における被害の発生の危険性が認められ、各自治体の地域防災計画等により指定されている障害福祉サービス事業所等

（４）非常用自家発電設備の整備について

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日）１の（２）、（８）③に基づき整備（既存設備の増設・改造を含む。）を行うものを対象とすることとし、次の①～③に該当し、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

- ① 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった非常用自家発電設備の改造工事（燃料貯蔵用のタンクの設置等も含む）
- ② 土砂災害等に備えた障害福祉サービス事業所等の一部改修に伴う緊急災害用の自家発電設備の整備
- ③ 太陽光等の再生可能エネルギーによる自家発電設備の導入、電気自動車の充電スタンド設置等多様なエネルギーを活用した電源確保に伴う整備

※ 非常用自家発電設備が設置されている場合でも、既存設備において 72 時間分の電源が確保できない場合は、その設備の改造や、別の自家発電設備の整備を行うことを可能とする。

非常用設備等の設置場所については、会計検査院が実施した検査の報告書（令和 5 年 5 月）において、一部の施設について「非常用自家発電設備が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられておらず、洪水等により浸水が発生した場合に非常用自家発電設備が使用できなくなるおそれがある状況となっていた」ことを踏まえ、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにすること。

※（参考 URL）「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策に関する会計検査の結果について」

https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/050517_zenbun.pdf